令和6年能登半島地震による被災世帯に対する 生活福祉資金 福祉資金(住宅補修費、災害援護費) の特例貸付の受付を開始します

1 貸付運用の対象者について

- (1) 令和6年能登半島地震により災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例 措置が必要な地域と認めた市区町村内に住所を有し、被災により臨時的な資金を必要 とする、低所得者世帯(勤務先の休廃業又は生業の継続困難等により低所得となった 場合も含む)、障がい者世帯、高齢者世帯。
- (2)上記(1)の要件を有する被災者が、他の市町村に避難している場合は、避難先 住所地の市町村社会福祉協議会で受付けを行うこと。
- (3)上記(1)、(2)と同様に、福岡県内に避難してきた者のうち、今後、福岡県内に 1か月以上居住し、継続的に連絡がとれることが見込まれる者。

※災害救助法の適用状況

bousai.go.jp/taisaku/kyuujyo/kyuujyo tekiyou.html

2 貸付金額について

(1) 住宅補修費 250万円以内

対象経費:災害を受けたことによる住宅の補修等に必要な経費

(2) 災害援護費 150万円以内

対象経費:災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 (避難先での家具什器費等に必要な経費など)

3 貸付方法について

- (1)貸付利子 年1.5パーセント(連帯保証人がいる場合は、無利子)
- (2) 据置期間 貸付の日から2年以内
- (3) 償還期限 据置期間経過後20年以内

4 申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人及び被災地に住所を有していることが確認できるもの (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- (2) 避難先の所在地が確認できる書類(公営住宅等入居申込書など)
- (3)預貯金通帳又はキャッシュカード(貸付金振込先の口座が確認できるもの) ※その他必要な書類については、貸付窓口において相談に応じます

5 実施主体

福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金部 生活福祉資金課 TEL: 092-584-3377

6 問い合わせ先・申込み先

お住まい又は避難先の市町村社会福祉協議会 県内市町村社会福祉協議会一覧